

所管部課名	商工観光部商工政策課	担当者	坂上 勝利					
事務事業名	商店街・商圈活性化事業							
根拠法令	商店街・商圈活性化事業補助金（中心市街地テナント家賃補助金） 交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和元年度 予算額	28,804 千円	国県支出金 千円	一般財源 28,804 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	新規出店数		年間5件	令和6年度				
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市観光物産協会							
補助対象経費	(1) 中心市街地の空き店舗で事業を行う者が借り上げる空き店舗の家賃 (2) 株式会社薩摩川内市観光物産協会の事務費等で、運営に要するもの							
補助対象事業・活動の内容	(1) 中心市街地に新たに新店を出す事業者が負担する家賃の一部を補助する。 (2) 申請者からの問い合わせ、審査会の開催など事業の実施に必要な事務費等を補助する。							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	(1) テナント1階部分 補助率3分の2（1店舗当たり月額上限7万円） (2) テナント2階以上 補助率2分の1（1店舗当たり月額上限6万円）							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助 過を受ける事業（団体）等の 決算状況	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	23,043,000	100.0%	27,981,798	100.0%	28,218,680	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	23,043,000	100.0%	27,981,798	100.0%	28,218,680	100.0%
	支出	事業費	20,298,321	88.1%	25,457,742	91.0%	25,695,080	91.1%
		事務費	2,744,679	11.9%	2,524,056	9.0%	2,523,600	8.9%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	23,043,000	100.0%	27,981,798	100.0%	28,218,680	100.0%
支出計/前年度支出計				121.4%		100.8%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		16		6		11		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】見直しの上で継続：補助内容の改善 ・役員報酬や給与に充てられている経費の節減に努め、本補助金の使途を明確にされたい。 ・市、関係機関等一体で市街地活性化に取り組み、国道3号を含めた空き店舗解消に努め、街が明るくなるような成果を上げる努力をされたい。 【前回評価への回答】 ・業務内容の見直しや経費の精査を行い、経費の削減に努めた。 ・新規出店者への家賃の補助のほかは、審査会の開催や店舗の運営状況の確認、支払い事務など当事業の実施にあたり必要となる事務費として計上している。 ・川内商工会議所の経営指導や不動産会社等との情報交換、薩摩国シティセールス大学中心市街地活性化学科の講義により新たなにぎわい創出のための取り組みを進めている。 【事業のPR方法】 ・ホームページでの周知や川内商工会議所の主催する「わいわいタウンワークミーティング」等において周知を図っている。また、市が実施しているネットワーク会議でも紹介し、店舗のフォローアップも行っている。 【費用対効果】 ・家賃の補助により事業者の開業初期の負担を軽減し、円滑な出店への支援が図られている。 【補助事業以外の事業】該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	新規出店者が増加することで、商圈の維持が図られるとともに中心市街地の賑わい創出につながっている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	中心市街地の商業機能の維持、活性化を図るために必要な支援である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	年間の新規出店者数は目標値を上回っているが、補助期間終了後に一部廃業もある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	新規出店者の初期段階を支援するものであり、行政が補助することが望ましい。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	新規出店者時に家賃の一部を補助することで、事業者の負担が軽減され、円滑な開業の支援となっており、妥当な手段である。 また、開店後も商工会議所等によるフォローアップも行っている。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	対象経費が明確に定められており、補助上限額も設けていることから適切に運用されているといえる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止 ≪上記方向の理由≫ 当面は現状のまま継続し、関連する他の施策との連携を図りながら、総合的に中心市街地の活性化を図る必要がある。	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪今後の改革の方向性≫ □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止
			≪まとめ≫

商店街・商圈活性化事業補助金（中心市街地テナント家賃補助金）交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる商店街・商圈活性化事業補助金のうち、中心市街地テナント家賃補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者）

第2条 補助金に係る補助事業者は、株式会社薩摩川内市観光物産協会とする。

（補助事業の要件）

第3条 補助対象となる事業は、本市の中心市街地において、空き店舗対策事業を行うことで、中心市街地活性化に寄与するものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 中心市街地の空き店舗で事業を行う者が借り上げる空き店舗の家賃
- (2) 株式会社薩摩川内市観光物産協会の事務費等で、第3条に定める事業の運営に要するもの

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日までとする。

（交付の基準）

第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第3条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと思われる場合

（実績報告）

第8条 規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（効果の測定）

第9条 条例第4条第2項第1号に定める効果は、事業の項目及び内容並びにそ

の実施による成果等を用いて測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第 10 条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、空き店舗対策等を通じ、中心市街地の活性化を図るものとする。

（その他）

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。